

約款

〈個人情報取扱〉

第一条 (個人情報の利用の同意)

1 売り主(以下、甲という)は、買い主(以下、乙という)が下記の目的で、自動車売買契約書の個人情報を利用することに同意します。

- (1) 自動車売買契約書の車両(以下、車両という)に関する甲の残債務の有無および金額を確認すること。
- (2) 車両に関する甲の残債務がある場合、甲の依頼に基づき当該債務を消滅させること。
- (3) 自動車、保険、その他乙において取扱う商品、サービス等あるいは、各種イベント、キャンペーン等の開催において、郵便、電話、電子メールなどの方法により甲にご案内すること。
- (4) 商品開発等あるいはお客様満足度向上策等の検討のため、甲にアンケート調査等を実施すること。

2 甲は、下記のとおり、乙が個人情報を第三者に提供することに同意します。

- (1) 提供内容：注文日 車名 塗色 型式等自動車に係わる情報および、甲の氏名 住所 電話番号など自動車売買契約書の個人情報
- (2) 提供先およびその利用目的

提供先 提供先の利用目的

車両に関する甲の残債務先 残債務の有無および金額を確認、又は車両に関する甲の残債務を消滅させるため
パパママカーズ パパママカーズが主催する販売促進活動の実施にあたり売買実績を確認するため

〈暴力団等反社会的勢力との取引拒否〉

当社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業 団体又はこれらの密接交際者、及び過去に民事 行政問題等に関し違法な行為 不当な要求行為を行った履歴のある者など(以下「暴力団等反社会的勢力」という)との取引を拒否します。

〈引渡書類〉

第2条 甲は 車両所有者の印鑑証明書、委任状、譲渡証明書、有効期限内の自動車税納税証明書、自賠責保険証明書、その他車両の登録名義の変更手続きに必要な書類を、甲の責任において完備し、乙に引き渡すものとする。

2 前項の書類の不備、引き渡しの遅延等により生ずる問題については、全て甲の負担で解決するものとする。

〈車両の引き渡し〉

第3条 車両の引き渡しに要する費用は全て甲の負担とする。

〈売買代金の支払い〉

第4条 売買代金の支払い方法は、甲が指定する金融機関の甲名義の預金口座への振込、または、甲および乙の協議により決するものとする。なお、自動車売買契約書の買取価格(買取予定価格)(以下、買取価格という)に残債金額が含まれる場合、当該残債については、乙は、甲に代わり、自動車売買契約書の残債先に支払うものとする。

〈自賠責保険料〉

第5条 車両の次回車検時までの自賠責保険料は甲の責任において完納されていることを前提とする。万一、完納されていないときは、未払い分は甲の負担とする。

2 買取価格には、買取日から次回車検時までの自賠責保険料未経過相当額を含むものとする。

〈自動車税〉

第6条 車両の当該年度の自動車税は甲の責任において完納されていることを前提とする。万一、完納されていないときは未払い分は甲の負担とする。

2 買取価格には、自動車税未経過相当額を含むものとする。

〈消費税〉

第7条 消費税は買取価格に含めるものとする。

〈車両の名義変更〉

第8条 第2条の必要な書類の引き渡しを完了した後は、当該車両の名義変更については、乙が一切の責任を負うものとする。

〈誠実な忠告〉

第9条 甲は、車両の使用状況、品質、瑕疵の有無および程度等を誠実に申告し、申込書（契約書）に正確に記入しなければならない。万一、虚偽の記載、誤記入、記入漏れ等によって発生する問題の責任は全て甲が負うものとする。なお、事故による修復歴の定義は、一般社団法人 自動車公正取引協議会の規約に準じるものとする。

〈担保権等の処理〉

第10条 車両について、本契約締結後に抵当権等の担保権の設定または差押等の事実が判明した場合には、甲の責任において、直ちに担保権または差押の解除の処理を行うものとする。

〈契約の解除〉

第11条 次の場合、乙は甲に対して事前に通知、催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。この場合、解除とともに、またはこれに代えて、乙に生じた損害の賠償を甲に請求できるものとし、甲は一切の異議を申し立てないものとする。

一 甲が第9条に違反した場合。ただし、本契約締結時に、自動車売買契約書の内容が事実と異なることを、甲が認識しておらず、かつ乙が容易に知り得た場合を除く。

二 甲が、前条の抵当権等の担保権、または差押等を解除できなかったとき。

三 甲が表面記載の引き渡し日時（以下、引渡日時という）までに車両、または全ての必要書類の引渡しを行わないとき。

四 引渡日時に、車両の損傷、毀損または隠れたる瑕疵により、買取価格が減額すると乙が判断したとき。

五 乙への著しい背信行為や社会的信用を損なう行為があったとき。

六 暴力団等反社会的勢力であると判明したとき。

七 その他前各号に準じる行為があったとき。

〈規定外事項〉

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈に疑義が生じた事項がある場合には、甲、乙は誠実に協議し、解決するものとする。

以上